

(4) 令和5年度地域包括支援センター運営方針ならびに 各地域包括支援センター運営活動計画について

令和5年度地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の人への支援体制の構築等を一体的に推進することを目的とした中核的な機関として、介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターを設置します。

地域包括支援センターは、「鶴岡市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」の基本理念である「誰もが、生き生きと自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。

市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCA サイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより、市民に関われた地域包括支援センターを目指す。

2. 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組が継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。

高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。

3. 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。

認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり（認知症カフェなど）を推進する。

4. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域ケアネットワーク体制の推進

地域ケア推進担当者（地域包括支援センター専門職、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会職員、健康課保健師、市民福祉課職員等）が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。

また、総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護 1、2 を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。

5. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。

6. 高齢者の権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。

7. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。

8. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：佐藤美恵

地域包括支援センター名：地域包括支援センターかたりあい

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○関連研修等へ積極的に参加し、伝達研修を通じて情報を共有するとともに、各専門職が相互に啓発し合える関係づくりを進め、職員の支援の質の向上を図る。 ○定期的に内部会議を開催し情報共有と支援方法の確認を行う。また、法人内3包括の専門職会議を開催し事例検討や専門職としての役割などの確認を行う。 ○地域行事やサロン・百歳体操、各種会議の場に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを心がけ、啓発用チラシを活用して広く包括支援センターの周知を図る。	随時 随時 随時 随時
		①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○保健師等資質向上研修会に参加し、適切なケアマネジメントについて理解を深める。法人内で定期的に研修を行い、ケアマネジメントの質の向上に努める。 ○委託事業所と連携し、定期的に情報交換を行い、自立に向けたケアマネジメントに取り組むための支援を行う。 ○各地域の特性・課題を明確にし、生活支援コーディネーター・地域ケア推進担当者等と連携し、百歳体操やサロン等地域における住民主体の通いの場づくりに努める。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。				

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の実施</p> <p>⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の検討</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○学校や企業、地域住民を対象とした認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座を開催し、地域全体へ認知症の知識の普及啓発を図る。</p> <p>○認知症に関する情報提供を行い、早期受診・早期治療、適切なサービス利用へつなげられるように支援していく。また、関係機関とも連携しながら、家族を含めた支援を実施していく。</p> <p>○SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか、見守りシール「どこシル伝言板」の事業周知を行い、関係機関と連携を図っていく。</p> <p>○生活支援コーディネーターや地域ケア推進担当者で連携し、認知症カフェ等の周知・協力を努める。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>⑤医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○地域での取り組みや事例を通じ、民生委員や生活支援コーディネーター等と地域課題の把握や情報共有に努め、併せて地域関係者や関係機関との連携強化を図る。</p> <p>○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。</p> <p>○医療と介護の連携研修会を開催し、課題への理解とより充実した地域医療と多職種の連携が密に図られるよう企画運営を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○センター内での情報共有と連携を密に行い、専門職が協働し、相談受付機関としての機能の充実を図る。 ○支援困難ケースは、個別会議や専門職会議等を活用し、解決に向けた取り組みや対応後の振り返りを行い、対応力の向上を図る。 ○民協定例会や地域内関係組織の会議や行事に積極的に参加し、相談しやすい関係づくりを心がけ、要援護者に関する情報を収集し、個別支援につなげる。	随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	○地域のサロン活動や民協定例会等へ出向いて、高齢者虐待防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等について住民へ周知を図る。 ○社会福祉士定例会のほか、市社協3包括の社会福祉士で事例検討会を実施し、保有・終結ケースの対応の検討や振り返りを行い、対応力の向上を図る。 ○成年後見制度のパンフレットを活用し、相談者への情報提供を行う。	随時 毎月 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○介護支援専門員の相談窓口として地域包括支援センターの体制や機能周知を図り、支援困難事例等への対応を通し居宅事業所との連携を強化する。 ○介護支援専門員スキルアップ研修、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員研修を企画運営し、事業所間の情報交換の機会を通じて資質向上を図る。 ○ケアプラン点検について介護支援専門員と協働で行い、個々の課題に気づくことでケアマネジメントの質の向上を図る。	随時 随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	○各地域、町内会等における防災体制及び支援体制等について把握するために情報収集する。 ○地域における研修会や訓練などを通じて災害時の迅速な対応につなげるための支援を行う。	随時 随時

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：阿部律子

地域包括支援センター名：地域包括支援センターなえづ

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	関連研修に参加後、センター内で伝達研修や情報共有の場を持ち、職員の資質向上に努める。 内部研修や内部会議を行いケースの情報共有を図りながら、それぞれの職種の役割の確認や対応方法を検討する。 地域の通いの場や地域ケアネットワーク会議等でチラシ等を配布し、センターの周知を図り相談を受けやすい体制を作り努める。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	介護予防ケアマネジメントの問い合わせについて、介護予防マネジメントマニュアルを活用し根拠を示しながら説明をすることで介護支援専門員が理解を深めやすいようにする。問い合わせ内容を集約し、センター内で共有を図り、同様の問い合わせがあった際に対応しやすいようにする。 地域の通いの場へ出向き、介護予防に関する情報提供や介護予防講話を行う。 各種研修にへ参加し、知識向上に努め、研修内容についてセンター内で伝達する。	随時 随時 随時
3. 認知症施策の推進	国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目ない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時	小、中学校等で認知症サポーター養成講座の開催や開催支援を行い、地域での見守りの必要性や認知症の理解に繋げる。 個別相談や地域の通いの場等で認知症施策の情報提供を行い、普及啓発に努める。 SOS見守りネットワークの周知を行い、必要な人が登録に繋がれるように努める。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	地域ケア個別会議を必要に応じて開催し、地域課題の把握に努め、把握した地域課題を市に報告する。また関係機関と連携を図りながら問題解決に向けた支援に努める。 地域ケア推進会議や地域ケアネットワーク会議等を通して、地域課題の把握や関係機関との関係づくり、地域資源による支援体制づくりを目指す。	随時 随時
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	相談内容に応じて適切な保健・医療・福祉サービスにつなげられるよう、各種制度の理解を深め、総合相談窓口としての機能の充実を図る。 関係機関と連携を図りながら、潜在している要援護者の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなげる。	随時 随時
6. 高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	同法人内の包括間で権利擁護に関する事例検討を定期的実施し、対応力・資質向上に努める。 地域の通いの場や会食会、虐待の発生リスクの高い男性介護者世帯等へ、虐待防止のパンフレットを配布したり、相談窓口周知のためのチラシを配布する等し、虐待防止に努める。	随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	居宅介護支援事業所訪問や担当者会議等の参加を通じて介護支援専門員との関係づくりに努め、相談を受けやすい体制を作る。 研修会の企画や開催を通して、介護支援専門員の資質向上につながるよう支援を行う。	随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	関係機関と連携し、各地域や町内会等における防災体制の把握に努め、必要に応じ支援を行う。 防災計画やハザードマップ等の情報の確認を行う。	随時 随時

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：今野博美

地域包括支援センター名：地域包括支援センターくしびき

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○関連研修等へ積極的に参加し、法人のガイドラインに沿った目標設定、運営活動計画を確認しながら、機能の強化する。 ○電子会議室やメールを活用し、3包括内で速やかな情報共有する。 ○地域行事やサロン、会議の場を利用し、パンフレット等を活用し広く周知を図ると共に、庁舎との連携を密にし迅速な相談対応を行う。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○介護予防ケアマネジメントマニュアルを活用し、自立支援に向けた適切なケアマネジメントの実施 ○ふれあい福祉講座とタイアップしながら介護予防講座を積極的に開催する。 ○法人内で総合事業に関する情報共有や情報交換を定期的に継続し、適正に実施する。	随時 通年 月1回
3. 認知症施策の推進	国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	○認知症サポーター養成講座は地域内の小中学校や地域の集いの場で開催し、地域全体での認知症の理解と、早期受診、見守り活動の普及を促進する。 ○認知症カフェ開催に向けての取り組みを関係機関と連携し計画的に取り組む。	随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>⑤医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>定期</p>	<p>○地域ケアネットワーク会議は、小学校単位で開催し、地域課題の把握と情報共有を行い、地域関係者や関係機関との連携強化を図る。</p> <p>○地域ケア個別会議を実施し、自立支援や課題解決に向けた支援を行う。</p> <p>○医療関係の研修会に参加し、連携を深める。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
5. 総合的な相談支援の確立	<p>高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。</p>	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○地域ケア個別会議の実施により、多職種間での連携を図り、自立支援や課題解決に向けた支援と評価を継続する。</p> <p>○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者に関する情報共有や個別支援を行う。</p> <p>○地域の介護保険事業所情報交換会にて情報を共有、専門職チームのネットワークを構築する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
6. 高齢者の権利擁護の推進	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。</p>	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p> <p>③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。</p>	<p>通年</p> <p>毎月</p>	<p>○鶴岡市高齢者虐待対応、成年後見制度の活用、消費者被害防止等についてパンフレットの配布等により住民、関係機関への周知を図る。虐待対応時や支援困難事例など庁舎や関係機関と連携し適切な相談支援につなげる。</p> <p>○法人内3包括で毎月事例検討会を実施し、対応中・終結事例について検討や振り返りを行なうことで対応力の向上を図る。</p>	<p>随時</p> <p>月1回</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○地域内の介護保険事業所との情報交換会を開催し、地域包括支援センターの周知と連携の強化を図る。 ○介護支援専門員スキルアップ研修と、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の研修の企画運営、ケアプラン点検への参加により資質向上を図る。	随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	○地域の実情に合わせて関係機関との連携に努める。 ○ハザードマップ及び一次二次避難所等の情報を更新し公開する。 ○法人の自然災害発生時の業務継続計画を作成する。	随時 随時 通年

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：長谷川 典子

地域包括支援センター名：地域包括支援センターつくし

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要介護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒーリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①事例検討を行い支援の質の向上と関係機関の意思疎通を高める。 ②資質向上のために研修会へ参加し、定例会で報告し知識の共有を図る。	随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①担当地区保健師および住民と連携を図り、健康講座を開催する。 ②定期的に通いの場へ訪問し参加者の状況把握に努め介護予防の周知を図る。 ③サービス未利用者の状況確認を行い、適切なサービスにつなげる。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の実施</p> <p>⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の検討</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①認知症に関する地域資源情報提供や受診勧奨、認知症予防に向けた継続支援を行う。</p> <p>②社会的孤立や生活困窮、障害等の課題に対して、関係機関との連携を図り、協働での対応に努める。</p> <p>③暮らしやすい地域づくりのため、地域組織や介護保険サービス事業所と連携し、支援体制の強化を図る。</p> <p>④事例検討を行い支援の質の向上と関係機関の意思疎通を高める。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>⑤医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>定期</p>	<p>①暮らしやすい地域づくりのため、地域組織や介護保険サービス事業所と連携し、支援体制の強化を図る。</p> <p>②在宅生活を支えるため課題を共有し、多職種による支援体制の強化を図る。</p> <p>③居宅介護支援事業所で支援している方の情報収集を行い、早期介入につなげる。</p> <p>④同行訪問や地域ケア個別会議を行い、課題解決に努める。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年度内</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①社会的孤立や生活困窮、障害等の課題に対して、関係機関との連携を図り、協働での対応に努める。 ②事例検討を行い支援の質の向上と関係機関の意思疎通を高める。 ③同行訪問や地域ケア個別会議を行い、課題解決に努める。 ④地域ケア推進担当者間で地域の実情を共有し地域課題の解決に向けた検討を行う。	随時 随時 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	①成年後見制度普及のため、広報誌への掲載や出前講座を行う。また、必要時、成年後見制度の申し立て支援を行う。 ②市と連携し、迅速に多職種で支援するとともに事例検討を行い、対応力向上に努める。 ③虐待の早期発見と地域住民や関係機関に対し、虐待防止および予防啓発に努める。 ④関係機関と連携を図り、消費者被害情報の把握および啓発活動を行う。	随時 随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①暮らしやすい地域づくりのため、地域組織や介護保険サービス事業所と連携し、支援体制の強化を図る。 ②在宅生活を支えるため課題を共有し、多職種による支援体制の強化を図る。 ③居宅介護支援事業所で支援している方の情報収集を行い、早期介入につなげる。 ④同行訪問や地域ケア個別会議を行い、課題解決に努める。	随時 随時 年度内 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	①災害時避難支援体制の情報収集を行い、高齢者世帯を訪問し避難場所の確認を行う。 ②民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ③災害対策マニュアルを年度末更新する。 ④務継続計画の定期的な更新を行う。	随時 随時 年1回 年1回

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：澁谷玲子

地域包括支援センター名：健康園地域包括支援センター

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要介護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	・地域包括支援センターの3職種の専門研修、外部研修へ、オンライン研修も含め積極的に参加する。 ・相談体制においては、学区担当制としながらも、職種の専門性を活かし、関係機関との連携も含め相談支援体制を築く。 ・定期的に、定例会議で情報共有・検討し、責任体制を明確にする。 ・内部研修、定期的及び随時事例検討を実施する。 ・鶴岡市の運営方針をふまえ事業を行い、計画に沿って事業及び業務を実施する。事業所内では業務運営自己評価をもとに評価・点検を行い、改善点を明らかにする。 ・多くの機会をとらえ、地域包括支援センターの周知を行う。 ・広報誌の内容の充実を図ると共に、オンラインの一般介護予防講座のページに掲載する。	随時 随時 週1回 月1回 通年 通年 年4回
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・高齢者本人が主体的に目標に取り組めるよう、行動変容につながる動機付けをする。 ・地域住民を対象に、介護予防講座を開催し自立支援に向け心身機能の低下予防、フレイル対策の周知を促す。 ・介護予防の意欲を喚起するために、開催しているサロンには積極的に参加し、未開催の地域においては広報誌や、オンラインの一般介護予防講座の活用を周知し、主体的に介護予防に取り組めるように働きかける。 ・保健師等会議や各種研修会を通し情報共有及び専門職としての知識向上に努める。 ・生活支援コーディネーター、町内会、関係機関と連携して地域の通いの場づくり、いきいき百歳体操の立ち上げを働きかける。	随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	・町内会や圏域内の小団体などに向けて認知症サポーター養成講座を周知し開催に向けて働きかける。 ・第1小学校、第4小学校、第3中学校での認知症サポーター養成講座開催に向け地域ケア推進担当者や地域の関係機関等と連携を図る。 ・地域作りの一環として、認知症の人や家族の視点を重視した認知症カフェを継続開催する。参加者には案内時に電話や便りを通しつながりを意識する。また、認知症を理解する教室の案内を紹介する。 ・認知症に関する相談では、認知症ケアパス、物忘れ相談医の周知や情報連絡箋を活用しスムーズな相談対応に努める。認知症初期集中支援事業の活用を啓発し、適切な対応に努める。 ・地域ケア個別会議等を通して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症や支援の必要な高齢者の見守り体制構築につなげる。 ・あらゆる機会を活用し、認知症徘徊SOS「ほっと安心」見守りネットつるおかと「どこシル伝言板」の周知を図り、地域の見守りと早期対応、発見につなげる。	随時 随時 随時 随時 随時 随時 随時 随時
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	・地域推進担当者会議を計画的に開催し、地域課題の把握、事業の進め方を協議する。個別ケースについては障害者相談支援センターを含めた会議において、複合的な課題を抱えているケースの情報を早い段階から専門職と共有し、必要に応じて検討することで、より良い支援へとつなげていく。 ・随時地域ケア個別会議を開催し、第1学区、第4学区それぞれの個別の課題と地域課題と社会資源を把握するとともにネットワークの構築・連携の強化を図る。 ・自立支援型地域ケア会議へ事例を提出し、専門職のアドバイスを参考に自立支援に向けたマネジメント力の向上に努める。 ・医療と介護の連携研修会へ参加し、多職種との関係性を進化させ業務へとつなげていく。	月1回 随時 年2回 年2回
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・各種研修に参加し専門職としての資質向上に努め、センター内ではチームとして検討する。多様化複雑化した相談に対応できるよう、関係機関とはそれぞれの役割を理解し連携を図る。 ・定期的に民協定例会に出席し、相談窓口の周知をし、潜在している要援護者の情報収集と情報を共有する。また、情報集約後、必要に応じて早期に適切な支援に繋げる。 ・地域の行事へ参加した際は、総合相談窓口としてのPR、周知を図る。包括支援センターの広報誌をオンラインの一般介護予防講座へ掲載し幅広い範囲に周知を図る。	随時 随時 通年

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容・時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	・鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きを活用して、成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害防止等の対応を行い、3職種で検討の機会を持ち必要な支援につなげる。 ・地域サロン、認知症カフェなどの機会や民協定例会において、成年後見制度活用促進、高齢者虐待防止、消費者被害予防の啓発を行う。あわせて広報誌を活用した啓発も行う。 ・内部では権利擁護関係の事例に関して随時検討し、情報を共有する。また専門研修には3職種で参加し資質向上を図る。 ・権利擁護支援における中核機関の機能について理解する。	通年 随時 随時 適宜
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・介護支援専門員の相談窓口として課題の把握に努め、随時情報交換、情報提供し連携を図る。 ・研修会の企画、運営を行う。 ・担当圏域の主任介護支援専門員と企画し、居宅介護支援事業所と共に事例検討会や情報交換会等を開催し、顔の見える関係づくり、チームアプローチ力、個々の対応力の向上に努める。 ・介護支援専門員からの支援困難事例への対応は、マニュアルに沿って関係機関と連携し、支援する。また、担当介護支援専門員の気づきを促す支援を行う。	通年 通年 1回 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的の支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	・第1学区は防災福祉ネットワークの構築に向け、地域役員、地域ケア推進担当者で、要援護高齢者の把握や避難支援体制の効果的支援について協働で取り組んでいく。 ・第4学区では町内会役員と共に要援護高齢者の把握や避難支援体制について共に考えていく。 ・各町内会ごと一次避難先、二次避難先を明確にし、課題について地域と情報共有し、有事の際に備える。 ・災害時は地域防災組織等と連携し支援、協力する。	随時・通年

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：佐藤瑞紀

地域包括支援センター名：鶴岡西地域包括支援センター

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	地域の総合相談の拠点として多様化する相談業務に対応できるよう、他の関係する専門機関の役割も学び連携してワンストップの相談窓口を目指す。 ・一年の半期に職員間で活動計画の事業内容の進捗状況確認や評価を確認しながら事業進められるようにする。 ・地域ケア推進担当者会議で情報共有しながら相談支援にあたる。 ・住民が地域の総合相談窓口を把握する事ができるよう、地域回覧や様々な場面、ホームページ等活用しながら包括の周知を進める。 ・包括が円滑に運営できるよう地域の課題や事業の問題点等、長寿介護課に情報提供できるようにする。	随時 9月 年度内
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・サロンや老人クラブ等、地域の方が集まる場所へ積極的に出向き、介護予防の普及啓発を行なう。その中で関係者から、これまで関わりがなかった団体へアプローチできるよう、コーディネーターと連携しながら進める。 ・介護予防活動については、実情や課題を把握し、今後の活動に繋げる。 ・地域の実情に応じた通いの場づくりを、コーディネーターや関係機関・団体と連携し、支援していく。 ・保健師等資質向上研修会や自立支援型地域ケア会議を活用し、個のケアマネジメントの向上に努める。 会議での学びや地域課題は地域ケア推進担当者として情報共有し連携を図る。	随時 6月 随時 定例会時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3.認知症施策の推進	国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	・昨年度同様、認知症に対する地域住民の理解を深める為、地域の集まりや幅広い年代層や関係団体へ、認知症サポーター養成講座を実施する。 ・認知症カフェ「びわがーでん」で、認知症の方や介護者の交流の場として、講話や情報交換を行い、地域住民の理解を深める等、認知症になっても地域で暮らせるよう地域づくりを推進する。 ・担当地域にある認知症カフェの再開の見通しや課題を検討共有する。又、認知症カフェ「びわがーでん」で、地域住民や地域関係機関と協働していく。 ・認知症関連の相談対応について、若年性認知症の相談も見受けられ、適切な関係機関・医療に繋切れ目のない支援を継続する。必要時個別会議等を行い、支援体制の構築を図る。 ・認知症に関する様々な制度や事業運用について随時センター感で共有し、必要時市へ確認し適切な運用になるよう進める。	随時 毎月 年度内 随時
4.地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。 総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③自立支援型地域ケア会議の開催 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護の連携研修会の開催	年1回 随時 定期	・地域ケア推進担当者間で地域課題を検討共有しながら、地域の関係団体へ働きかけながら地域福祉の向上を目指していく。 ・地域ケア推進担当者会議を定例開催し、地域ケアネットワークの構築を深め、地域福祉の向上を推進する。 ・民生委員の定例会や情報交換会等に参加し、日頃から見守り活動をしている民生委員からの情報をすいあげ支援に繋げる。又、地域の関係団体や多職種との協働を働きかけ、地域ケアネットワーク体制を構築する。 ・自立支援型地域ケア会議に参加し、地域課題の抽出や検討を行い、推進担当者間で共有する。	5月・7・9月 定期 定期 6月・3月

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・多様複雑な相談に対して、常にセンター全体で情報共有し、専門職の視点で適切な支援に繋げられるよう検討していく。 ・地域のネットワーク構築が進められるよう個人情報取り扱いには十分留意しながら定例会に出席し、民生委員との関係形成を築きながら、潜在化している高齢者等の情報共有や適切な支援に繋げられるようにする。 ・コーディネーターや市社協や地区担当保健師、と情報共有しながら、可能な限り地域行事には出向き、包括支援センターの周知や地域からの声を広いあげ支援に繋げる。	通年 必要時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	・民協定例会や地域活動において高齢者の権利擁護、高齢者虐待について周知し、地域の高齢者が安心して暮らす事ができるよう、常日頃からの関係機関の関係構築を図る。 ・担当地域のサービス事業所や居宅、民協定例会で権利擁護の研修を行い、地域住民が尊厳ある暮らしの視点をもって支援できるよう働きかける。 ・成年後見制度促進基本計画や中核機関設置にむけて、自己研鑽に励み地域課題を伝達できるよう業務にあたり、高齢者の権利擁護の推進を図る。 ・消費者被害防止等の周知を地域活動の中に取り入れ、啓発に励む。	通年 8月 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・専門職定例会に参加し、個別ケースや事例検討から介護支援専門員のニーズや社会資源の情報把握し、連携体制構築に努める。 ・事業所訪問や、随時担当圏域の介護支援専門員と相談しやすいつき関係づくりに努める。 ・法人居宅や担当圏域居宅合同の事例検討会を行う中で、地域課題の把握や相談対応に悩むケースの傾向を掴む。 ・支援困難ケースについては相談票を用いて課題の把握や支援策を検討し、解決や介護支援専門員の支援の気づきを促せるように関わる。 ・適切な助言や社会資源の情報提供ができるように、日頃の情報収集や研修会等に参加し、資質向上を目指す。	随時 必要時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時 通年	・BCP作成における緊急連絡先や安否確認の優先順位の台帳確認等を行い、有事の際に備える。 ・担当地域の津波、洪水等のハザードマップを職員間で共有する。 ・担当地域ではここ数年かけて要援護者の災害時の避難体制の検討を行っているところがあるので、地域の高齢者の相談窓口として今後とも働きかけをする。	6月

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：小野寺 陽子

地域包括支援センター名：地域包括支援センターふじしま

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要介護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①外部研修の積極的参加(ICTも活用) ②包括内で研修報告の実施 ③法人内での研修会参加、講師 ④毎朝のミーティングにより情報共有、方向性の確認、ケアカンファレンス ⑤全戸配布の広報発行にて情報発信 ⑥法人ホームページにて情報発信	
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①要支援認定者・事業対象者の適正な介護予防ケアマネジメントの実施 ②新しい生活様式に合わせた介護予防教室開催と介護予防等の情報発信 ③生活支援コーディネーターと連携し、通いの場づくりの周知啓発と支援	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市		各センター(内容、時期・回数等)	時期
3. 認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の実施</p> <p>⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の検討</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①認知症に対する個別相談対応</p> <p>②認知症サポーター養成講座の開催 ・公開講座 ・個別依頼</p> <p>③認知症関連事業の情報提供</p> <p>④長沼地区認知症カフェの継続開催(年間3～4回)</p> <p>⑤東栄地区にて認知症カフェの勉強会・プレ開催</p> <p>⑦各種認知症施策、事業への参加と対応</p>	
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>⑤医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>定期</p>	<p>①定期のつながり会議(地域ケア推進担当者)開催</p> <p>②定期のふじしま地域ケア会議開催</p> <p>③個別地域ケア会議の開催</p> <p>④小学校圏域(6地区)の地域ケア会議開催</p> <p>⑤生活圏域ごとの地域ケア会議開催</p> <p>⑥自立支援型地域ケア会議への参加</p> <p>⑦ふじしま地域合同地域ケア(警察・消防を含む)会議開催</p> <p>⑧医療介護連携研修会等への参加</p> <p>⑨生活支援コーディネーターとの協働</p>	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①相談受付に対しチームによる迅速な対応 ②民協定例会や地域ケア会議において情報共有と個別に民生児童委員との連携 ③多方面にセンターの周知を図り相談支援につなげる	
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	①広報発行や地域活動を通し、権利擁護の普及啓発を行う ②関係各機関との連携、協働による迅速な要援護者の支援	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①困難事例を抱える介護支援専門員の相談対応 ②個別ケア会議開催による介護支援専門員支援 ③居宅介護支援事業所に対する情報提供 ④事例検討会の開催、参加	
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	①災害発生時の要援護者の安否確認等 ②災害発生時(感染症を含む)の対応マニュアルを法人・包括ごとに定期的に見直す	

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：上村邦弘

地域包括支援センター名：地域包括支援センターはぐろ

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	・多様化・深刻化した相談内容に即時対応できるように積極的に外部研修に参加し、課内でも情報共有を行い自己啓発に努める。 ・法人事務分掌を基に役割分担を明確にし随時、課内会議、課内研修を行いより良い対応方法について検討する。 ・法人目標シートを活用し課内目標・個人目標を設定し目標達成を目指す。 ・サロンや百歳体操、地域部会等の地域事業へ積極的に参加し包括のチラシや法人広報を活用し周知を行う。法人HPの更新を行い地域へ情報提供する。	随時 随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	・保健師等会議で作成したマニュアルを活用した適切なケアマネジメントの実施に努め、疑問点があった際は課内で共有・記録し保健師等会議での総合事業Q&Aまとめに活用する。 ・庁舎保健師、福祉センターと連携し生活支援コーディネーターと一体的に介護予防講座を15回以上実施する。 ・地域リハビリテーション活動支援事業の実施に向けて生活支援コーディネーターと一体的に「通いの場」の実態把握を行い、保健師等会議にて情報共有を行う。	随時 随時 随時 随時
3. 認知症施策の推進	国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目ない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どごシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	・学校・企業・地域住民を対象とした認知症サポーター養成講座を3回以上実施しステップアップ講座開催へ繋げる。 ・認知症の人やその家族が地域住民や専門職と情報共有しお互いを理解しあう場所づくりのため認知症カフェを3回以上開催する。 ・認知症が心配される人へ早期に対応できるように認知症初期集中支援チーム員を中心に関係機関と連携し支援していく。 ・地域事業参加時にSOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか、「どごシル伝言板」の周知を行い登録・運用の拡大を目指す。	随時 随時 随時 随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>⑤医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>定期</p>	<p>・地域ケア推進合同会議に参加し、他包括支援センターや関係機関と情報共有を行う。</p> <p>・地域ケアネットワーク会議を開催し区長や民生児童委員、関係機関と高齢者支援について検討し課題の把握を図る。</p> <p>・自立支援型地域ケア会議については、専門職の意見を参考に、既存の地域資源の活用や課題よりどのような資源作りが必要か確認する。</p> <p>・医療と介護の連携研修の開催に向け、前年度のアンケート等で取り上げたいテーマ等の要望を確認し企画する。羽黒地区の居宅支援事業所にも参加を促す。</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年2回</p> <p>随時</p>
5. 総合的な相談支援の確立	<p>高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につながる、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。</p>	<p>①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>・庁舎のワンストップ機能を活用し関係機関と情報共有しながら早期解決に向けた適切な支援ができる。</p> <p>・区長会、民協定例会、地域部会へ積極的に参加し情報共有を行い要援護者の把握に努める。</p> <p>・地域事業等へ積極的に参加し潜在している要援護者の把握に努め、随時個別対応を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
6. 高齢者の権利擁護の推進	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。</p>	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p> <p>③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。</p>	<p>通年</p> <p>毎月</p>	<p>・高齢者虐待が発生した場合は、鶴岡市発行の手引きに則り、関係機関と連携しながら、早急に終結できるよう努める。</p> <p>・成年後見制度等の活用支援で説明する際は、昨年作成したパンフレットを活用する。</p> <p>・虐待対応に関する居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所との研修会に参加しそれぞれの役割を理解して、高齢者虐待の早期発見やスムーズな対応ができるよう連携が強化できる。</p> <p>・成年後見制度や遺言書についての出前講座を開催に向けて、各地区の活動センターと協議する。</p>	<p>発生時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	・介護支援専門員の支援については、委託先のサービス担当者会議への参加や同行訪問等、随時対応し支援にあたる。 ・介護支援専門員の研修会開催については、研修後、法人居宅支援事業所と振り返りの会を開催する事で、資質の向上を図る。 ・支援困難ケースについては、支援困難事例等マニュアルを活用し、必要に応じ、地域ケア個別会議を開催し専門職や民生児童委員等、関係機関と協議する。	随時 年2回 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	・関係機関と連携し要援護者の把握に努め、要援護者台帳の更新を行う。 ・災害時に備え、災害の危険性が高い場所の現地確認や避難場所の確認を行う。災害発生時は関係機関と連携し必要に応じて要援護者の支援を行う。 ・法人と連携しBCPを策定する。	随時 随時 年度内

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：清和 ゆう

地域包括支援センター名：永寿荘地域包括支援センター

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容・時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	①外部研修会に積極的に参加し、その内容を包括内部間で伝達研修を行うことにより、職員の資質向上を図る。 ②3職種がチームとなって関わり、また、関係機関との連携を図りながら適切な相談支援を行う。 ③ホームページによる情報公開、及び地域に積極的に出向き、チラシ等を活用しながら、地域包括支援センターの周知活動を継続して行う。	随時 通年 通年
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施、及び委託ケースのマネジメントを支援をする。 ②サロンの立ち上げとコロナで休止している団体の活動再開に向けた支援を行う。また、定期的に介護予防講座の開催や情報提供を行い、地域に対して介護予防の意識づけを図る。 ③介護予防ケアマネジメントマニュアル改訂版をもとに、包括内部で研修会を実施し、マネジメント力の向上と委託ケアマネへの後方支援に生かす。	通年 通年 9月末まで

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症カフェの開催</p> <p>⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施</p> <p>⑦認知症初期集中支援事業の実施</p> <p>⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用</p> <p>⑨つるおかオレンジ手帳の検討</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>①地域住民を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識と対応の仕方を学ぶことで、地域内における認知症の早期発見・支え合いの地域づくりに繋ぐ。</p> <p>②本人や家族から認知症に関する相談を受けた際には、認知症関連の事業・制度(連絡箋、ほっと安心つるおか、どこシル伝言板等)を必要に応じて紹介する。</p> <p>③認知症が原因で支援が困難と判断したケースについては、早期に初期集中支援チームに繋ぎ、適切なアドバイスのもと支援を行う。</p> <p>④認知症地域支援推進員の活動支援と協力を行う。</p> <p>⑤認知症カフェの内容の企画や参加の呼びかけなど、運営に継続的に関わり、気軽に集まれる地域に開かれたカフェ活動を展開する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>毎月</p>
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>⑤医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>定期</p>	<p>①地域ケア推進担当者会議を毎月開催し、地域活動の確認、課題の把握や情報交換、個別ケースの検討を定期的に行うことで連携を深める。</p> <p>②学区・地区社協等と連携し、地域ケアネットワーク会議の開催を支援する。また、町内会単位で地域ケア会議を開催し、地域の課題を把握するとともに、町内会や民生委員等との連携を深める。</p> <p>③地域ケア個別会議や自立支援型地域ケア会議によって明らかになった個別課題を通して、地域課題の把握に努め、ニーズに応じた地域支援を行う。</p> <p>④医療と介護の連携研修会に参加する。</p>	<p>月1回</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>開催時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①高齢者等からの相談に対して、まずは受け止め、内容に応じて適切な関係機関につなぎ、協働して対応する。 ②民協定例会や地域ケア会議に継続的に参加し、要援護高齢者や潜在している要援護者の情報を関係者間で共有し、迅速な支援につなげる。 ③地域の会議やサロン等の場で継続的に包括の周知活動を実施することにより、地域に潜在する要援護者を含む幅広く住民に知っていただき、迅速な支援につなげる。	通年 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	①実際の高齢者虐待事例をもとに、包括内部で研修会を実施し、虐待の早期発見と対応スキルの向上を図る。 ②社会福祉士が外部の研修会で学んだことを包括内部で伝達研修として実施し、権利擁護に関する専門知識を包括全体で深める。 ③認知症のある独居高齢者やその家族、担当しているケアマネ等、制度の利用が望ましいケースに対して成年後見制度の情報提供を行い、利用に向けた支援を行う。	通年 12月まで 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	①居宅介護支援事業所や小規模多機能の介護支援専門員に対し、マネジメントに必要なスキルアップ研修や情報提供を行いながら対応が困難な場面でも迅速に相談できる関係性をつくる。 ②支援困難ケースではマニュアル等を活用し、関係機関との連携を図りながら解決に向け、ケアマネの後方支援を行う。	随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救済支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救済体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	①サロン等の場で担当地域の災害時避難場所の周知をする。 ②災害マニュアルの見直しを行う。	随時 年度内

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
3. 認知症施策の推進	<p>国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築を進める。</p> <p>認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。</p>	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催	随時	○小・中学生、企業や地域の担い手等を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。認知症カフェの紹介も行っていく。	2回+α
		②認知症ケアパスの活用	随時	○対象者にあつた内容の検討を行う。	随時
		③認知症連絡箋の活用	随時	○認知症関連事業の普及・啓発に努め、認知症高齢者とその家族への適切な支援につなげていく。	随時
		④認知症を理解する教室の開催	年6回	○認知症の相談には関連機関と連携しながら早期の受診や適切な支援につなげられるように対応する。認知症連絡箋、初期集中支援事業、オレンジ手帳等も活用していく。	通年
		⑤認知症カフェの開催	毎月	○認知症カフェを引き続き開催する。内容の充実とともに、ボランティアの協力や、一般の方の参加等も検討していく。他地域での開催状況など見学し、コミセンへの出前カフェなど、地域に合った開催のしかたも今後検討していく。	随時
		⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施	随時	○認知症カフェを引き続き開催する。内容の充実とともに、ボランティアの協力や、一般の方の参加等も検討していく。他地域での開催状況など見学し、コミセンへの出前カフェなど、地域に合った開催のしかたも今後検討していく。	随時
		⑦認知症初期集中支援事業の実施	随時	○認知症カフェを引き続き開催する。内容の充実とともに、ボランティアの協力や、一般の方の参加等も検討していく。他地域での開催状況など見学し、コミセンへの出前カフェなど、地域に合った開催のしかたも今後検討していく。	随時
		⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用	随時	○地域の集まりや団体等を対象にした認知症ミニ講座を開催して認知症の理解と共生社会の促進を図り、地域の支援体制づくりにつなげていく。	随時
		⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時	○地域の集まりや団体等を対象にした認知症ミニ講座を開催して認知症の理解と共生社会の促進を図り、地域の支援体制づくりにつなげていく。	随時
		4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	①地域ケア推進合同会議の開催	年1回
②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催	随時			○随時地域ケア個別会議を行い、個別の課題解決を図るとともに地域の課題の把握に努める。	随時
③自立支援型地域ケア会議の開催	定期			○地域ケアネットワーク会議を実施し、多職種との協働・地域の支援体制作りにつなげていく。見守り情報交換会を今年度も開催し、地域の情報の収集・共有と地域課題の把握を行い、住民主体の支え合いの仕組みづくりへとつなげていく。	随時
④医療と介護の連携推進企画会議の開催	随時			○地域ケア推進だよりを発行し全戸やコミセンへの配布を行う。チームの周知ばかりでなく、地域でできる見守りの勲褒なども掲載し地域との関わりに役立てていく。	随時
⑤医療と介護の連携研修会の開催	随時			○自立支援型地域ケア会議に参加し、より良い支援とマネジメント力の向上を図るとともに、地域課題を明らかにし地域づくりへとつなげていく。	年1～2回

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○関係機関とは常に連携し、各種相談に迅速・適切に対応する。地域ケア推進担当者間でも多問題を抱えるケースや支援困難ケース等を共有し適切な支援につなげる。 ○複合的な問題に対応するため、障害や困窮などさまざまな分野と連携したネットワーク会議を開催して情報共有を行い、多職種協働による支援につなげる。 ○民生委員定例会議に参加し情報共有を行なう。また個別に連絡・相談等を行うことで連携を深め、潜在している問題等の発見にもつなげていく。 ○地域に出向いたりさまざまな事業等を通したりしてあらゆる機会に地域包括支援センターの周知をはかり、また情報の収集も行う。	随時 年4回 随時 随時
6.高齢者の権利擁護の推進	地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。	①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う ②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める ③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。	通年 毎月	○マニュアルを随時確認しながら対応していく。 ○各研修会に参加したり、定例会内での事例検討や関係機関との情報交換、市の成年後見制度パンフレット見直し作業を通して知識を身につけ、資質向上に努める。 ○関係機関との連携や対応等を随時確認し迅速に動いていく。 ○地域住民に対し、高齢者虐待防止や消費者被害防止、成年後見制度の啓発を行う。	随時 随時 随時 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○介護支援専門員の相談に随時対応し解決に向けて支援していく。 ○担当地域の居宅介護支援事業所と定期的に連絡会を開催し連携を強化するとともに介護支援専門員の資質向上に取り組む。 ○支援困難事例については関係機関と連携しながら対応、必要時は地域ケア会議を開催する。 ○各研修会の企画運営を行うとともに、研修会など様々な機会を活用して自己研鑽に努め、適切な助言や支援ができるように資質向上を図る。	随時 毎月 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年 ○緊急時対応マニュアルの再確認、緊急時台帳の随時更新。 ○要援護者の把握とマップ作成、各地域の防災体制や支援体制についての情報収集、確認。 ○災害時の要援護者の情報提供、安否確認、支援。関係機関との連携。 ○BCPの策定、見直し、追記、机上訓練の取り組み。	随時 随時 随時 年1回

令和5年度 地域包括支援センター運営活動計画書

管理者名：本間久美子

地域包括支援センター名：地域包括支援センターあつみ

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、各センターにおける活動の質の向上を図ると共に、適切に保健、医療、福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の強化を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員対象の研修会の周知 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	随時 随時 年1回 年1回 年度内	○職員対象の研修会等に積極的に参加し資質向上に努める。自包括内、他包括専門職種同士でも情報共有するなど職員のスキルアップを図る。 ○庁舎内ワンストップサービスの機能を活かし地域ケア推進担当者、庁舎内関係各課と連携を図り多様な相談に対応する。 ○各種団体や関係機関との会議の場、様々な機会を活用しセンターの周知や取り組みの紹介を行う。	随時 随時 随時
2. 介護予防の推進	要介護状態等になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を促し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標志向型ケアマネジメントを行う。 高齢者が元気な時からの切れ目ない介護予防を継続するため、身近な地域で「住民主体の通いの場づくり」を推進する。	①要支援認定者・事業対象者の介護予防ケアマネジメントの実施 ②高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ③保健師等資質向上研修会の開催 ④総合事業のケアマネジメントの適正な実施	随時 随時 随時 随時	○適切な介護予防マネジメントが実施されているか、マニュアルを基に支援計画書の点検や担当者会議に出席し指導・助言を行う。 ○生活支援コーディネーターや地域ケア推進担当者と連携し介護予防講座を行い、高齢者が元気な時から継続して介護予防の普及啓発を行う。 ○生活支援コーディネーターを中心に地域ケア推進担当者と連携し、身近な地域の通いの場づくりを継続して支援する。	随時 随時 随時
3. 認知症施策の推進	国の「認知症施策推進大綱」を受け、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、日常生活圏域ごとの社会資源や、地域課題の把握を行い、医療・介護サービスの適切な提供や連携を推進し、地域の見守りなども含めた切れ目ない支援体制の構築を進める。 認知症の人や家族の視点を重視し、地域の共生の拠点づくり(認知症カフェなど)を推進する。	①認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症カフェの開催 ⑥認知症の人とその家族に対する個別相談の実施 ⑦認知症初期集中支援事業の実施 ⑧SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか及び見守りシール「どこシル伝言板」の運用 ⑨つるおかオレンジ手帳の検討	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時 随時 随時 随時	○主治医と連携し各種制度を活用し適切な医療や介護等へ繋げ切れ目ない相談支援を行う。 ○地域に認知症の理解を広める取り組みとして認知症を理解する教室温海版の開催に協力し、地域住民へ広く周知し地域の見守りなど理解を深める。 ○認知症カフェだんだんの運営を支援し、認知症について学び、語り、専門職と出会える場、正しい知識の普及啓発、認知症の人と家族を地域で支える活動の拠点づくりを進める。	随時 5/27 随時 毎月 第4金曜日

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域ケアネットワーク体制の推進	<p>地域ケア推進担当者が連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域ケアネットワーク会議等を町内会等の小単位生活圏域で実施し、地域の保健、医療、福祉などの多職種との協働や、インフォーマルサービスなど様々な地域資源による支援体制の構築を図る。</p> <p>総合事業の事業対象者を含む要支援等認定者と要介護1、2を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や、自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。</p>	<p>①地域ケア推進合同会議の開催</p> <p>②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催</p> <p>③自立支援型地域ケア会議の開催</p> <p>④医療と介護の連携推進企画会議の開催</p> <p>⑤医療と介護の連携研修会の開催</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>定期</p>	<p>○地域ケア推進担当者会議、自立支援型地域ケア会議、個別のケース会議を通して地域課題を共有し解決へ向けて検討する。</p> <p>○民生児童委員各地区毎の地区福祉懇談会を地域ケアネットワーク会議と位置づけ、関係機関を参集し地域課題について意見交換し地域のネットワーク支援体制の構築に努める。</p> <p>○医療と介護の連携研修会や多職種との研修会など積極的に参加し、様々な職種と意見交換しネットワークを推進し社会資源等を把握する。</p>	<p>毎月 随時</p> <p>10～11月</p> <p>随時</p>
5. 総合的な相談支援の確立	<p>高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度につなぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援につなげる。</p>	<p>①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○庁舎内ワンストップで相談に応じ、チームで適切な相談支援へ繋げる。</p> <p>○地域ケア推進担当者間で困難ケースの情報を共有し個別ケースの検討やケア会議を行い、総合相談の拠点として対応力の向上に努め機能の充実を図る。</p> <p>○民生児童委員や自治会、各種団体・関係機関へ広く地域包括支援センターを周知し、潜在している要援護高齢者の情報を共有し実態把握を行い適切な支援に繋げる。</p>	<p>随時</p> <p>毎月 随時</p> <p>随時</p>
6. 高齢者の権利擁護の推進	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の活用や高齢者虐待対応、消費者被害の防止等の高齢者の権利擁護のための支援をしていく。</p>	<p>①鶴岡市高齢者虐待対応・権利擁護業務の手引きの活用支援を行う</p> <p>②社会福祉士定例会における高齢者虐待事例や成年後見制度支援等に関する事例検討を行い、支援力の向上に努める</p> <p>③国の「成年後見制度利用促進基本計画」に規定される地域連携ネットワーク(協議会)及び中核機関の設置に向けて準備を進める。</p>	<p>通年</p> <p>毎月</p>	<p>○高齢者の集まりの機会をとらえて消費者被害防止の周知や、高齢者虐待、成年後見制度活用の支援を行う。</p> <p>○他包括の事例検討から学び支援力の向上に努める。</p> <p><u>○高齢者の権利擁護に関する緊急を要する事例では、社会福祉士を中心に地域ケア推進担当者間で情報共有し迅速に対応する。</u></p>	<p>通年</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ④介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑤支援困難事例等マニュアルの活用支援	随時 1回 1回 随時 通年	○温海地域近隣に拠点を置く介護福祉サービス事業所を参集し情報交換会を開催し、事業所の取り組み紹介や意見交換を行いケアマネジメントの支援体制を強化する。 ○温海地域内4か所の居宅介護支援事業所訪問、事例検討会を開催し、介護支援専門員の資質向上と連携強化を図る。 ○介護支援専門員を対象とする関係研修会へ協力し、介護支援専門員のケアマネジメントの技術向上を支援する。	1回 (6/20) 各1回 (8月・9月) (9月) 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域の災害リスクを事前に把握し、地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し効率的、効果的支援につなげる。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	○庁舎市民福祉課、総務企画課防災担当と連携し災害リスクの把握に努め、地域の実情に合わせて情報共有する。 ○要援護高齢者訪問の際福祉台帳を確認し、緊急時の連絡先や支援者、災害時の避難場所について確認する。	随時・通年 随時

